

中川町雇用促進対策支援金交付要領の取扱い

1. 目的

中小企業等における人手不足の解消に資するため、中川町外から移住し、町内企業に就業する者に対し、次のとおり支援金を交付する。

2. 交付金額

50万円 ※1 事業所 1 名の申請とする。

3. 対象者要件

- (1) 新規学卒者を除き、住民票を移す直前の 10 年間のうち、通算 5 年以上、中川町以外の地域に在住し、中川町以外に通勤していたこと。
- (2) 新規学卒者を除き、住民票を移す直前に、連続して 1 年以上中川町以外の地域に在住し、中川町以外に通勤又は、通学していたこと。
- (3) 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業している又は、就業することが決まっていること。
- (4) 就業支援金の交付申請時において、転入後 3 か月以内であること。

4. 提出書類

- (1) 中川町雇用促進対策支援金交付申請書
- (2) 写真付き身分証明書等の書類の写し
- (3) 住民票等、中川町に在住することを証明する書類
- (4) 移住元住民票の除票の写し、（戸籍の附票の写し、住民票の写し）等、連続 5 年以上、中川町以外に在住したことを証明する書類
- (5) 就業証明書

5. 補助金の返還

- (1) 虚偽による申請が判明したとき（全額返還）
- (2) 雇用促進対策支援金の申請日から 3 年未満に中川町から転出したとき（全額返還）
- (3) 雇用促進対策支援金の交付申請日から 3 年以上 5 年以内に中川町から転出したとき。（半額返還）

※支援金の申請日から 5 年未満に雇用促進対策支援金の対象となった職を辞した場合においても、6 か月以内に町内企業に就業した場合は返還を要しない。